

鹿児島工業高等専門学校総合評価落札方式の運用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、鹿児島工業高等専門学校総合評価審査委員会取扱要項第2条第2項に基づき、総合評価落札方式の事務に関し必要な事項を定め、総合評価落札方式の事務の適性かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 総合評価落札方式を適用する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価落札方式（標準型）は、原則予定価格が2億円以上の工事において適用する。
- (2) 簡易型総合評価落札方式は、原則予定価格がWTO（政府調達に関する協定）対象基準額未満の工事において適用する。ただし、予定価格が2億円以上の場合は、鹿児島工業高等専門学校総合評価審査委員会において、標準型若しくは簡易型の採用を決定する。
なお、WTO（政府調達に関する協定）対象基準額とは、450万SDR（邦貨換算額については、財務省告示により財務大臣が定めた額）とする。
- (3) 実績評価型落札方式は、予定価格が500万円以上の工事であり施工実績により品質確保を評価できる工事において適用する。

附 則

この内規は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年5月30日から施行する。